

上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所
上十三地区家畜衛生推進協議会
(一社)青森県畜産協会

0176-23-6235 (FAX 0176-23-3044)
0176-25-2362 (FAX 0176-23-3888)
017-722-4331 (FAX 017-731-1196)

死亡牛を搬出する際にご確認ください (その牛、BSE検査を受けるのかな?)

本年4月1日からBSE検査を受ける牛の月齢が変更になりました。これに伴い、家保への死亡牛の届出が必要な月齢も変更になっています。

通常の死亡牛は96か月齢以上がBSE検査対象になりますが

48か月齢以上96か月齢未満でもBSE 検査が必要な牛は以下のとおりです

- 1 生前に歩行困難、起立不能や神経症状を呈する疾病と診断されたもの
(関節炎や蹄病、骨折などが歩行起立困難の理由であるものを除く)
(例) 低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンー症候群、頸髄症、
変形性脊椎症、脳軟化症、脳神経麻痺、その他末梢神経麻痺など
- 2 家畜伝染病や届出伝染病にかかっている死亡牛
(例) **“牛白血病”**、牛ウイルス性下痢粘膜病、アカバネ病、気腫疽、破傷風
などの届出伝染病

近年、増加傾向にある「牛白血病」と診断された牛は48か月齢以上がBSE検査対象になりますのでご注意ください。

判断に困ったときは家畜保健衛生所までご連絡ください。

上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所

平日:0176-23-6235 夜間・休日:090-6453-7023